

国民年金法施行令及び独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令案  
(概要)

厚生労働省年金局事業管理課

## 1. 改正の趣旨

- 国民年金保険料の前納を行った者が被保険者資格を喪失した場合等には、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「国年令」という。）第 9 条第 1 項の規定により、当該者からの請求に基づいて前納保険料の還付を行うこととしているが、還付対象者からの請求がなされず、還付に時間を要する事例が生じている。
- 還付対象者の手続負担を軽減することで、還付金の迅速かつ確実な支払を促進するため、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- 国年令第 9 条第 1 項では、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）第 93 条第 1 項の規定に基づいて保険料を前納した者が、国年令第 9 条第 1 項各号に掲げる場合（以下「国年還付発生事由」という。）のいずれか（※）に該当するに至ったときは、その者からの請求に基づいて還付を行うこととしている。
  - ※ 被保険者の資格を喪失した場合、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者となった場合又は国年法第 88 条の 2（産前産後期間免除関係）、国年法第 89 条（法定免除関係）、国年法第 90 条第 1 項、第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項まで（申請免除関係）、国年法第 90 条の 3 第 1 項（学生納付特例関係）等の規定により、前納に係る期間の保険料の全部又は一部を納付することを要しないとされた場合
- 国年令第 9 条を改正し、国年還付発生事由に該当するに至った場合は、あらかじめ、下記①又は②に掲げる口座において前納保険料の還付を受けることを希望する旨の申出を行った者に対しては、同条第 1 項による請求を行ったものとみなして還付を行うこととする。ただし、被保険者が死亡した場合における相続人への還付及び国年法第 89 条第 1 項による法定免除に係る還付を除くこととする。
  - ① 国年法第 92 条の 2 の規定による承認に係る預金口座又は貯金口座
  - ② 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 3 項に規定する公的給付支給等口座登録簿に記録された預貯金口座
- 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成 15 年政令第 343 号）第 31 条についても、国年令第 9 条と同趣旨の改正を行う。

### 3. 根拠条項

国年法第 93 条第 4 項

独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 47 条第 4 項

### 4. 施行期日等

公 布 日：令和 4 年 10 月（予定）

施行期日：令和 6 年 1 月（予定）